

第124号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の10第1項中「第32条第1項」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。